

## 条 例

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第十八号

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県衛生試験等手数料条例（昭和二十三年埼玉県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号イ(2)中「特殊なもの

一項目につき

「特殊なもの

一項目につき

二

二万五百四十円」を

ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペル

ン酸（FOA）

一項目につき

六

万五百四十円

フルオロオクタ」に改める。

万六百七十円」

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。